

令和2年度 自転車ルール・マナーに関する検定

I. アンケート

次のアンケートにお答えください。

((1)以外の答えは番号を1つ選んで解答用紙に記入してください。)

(1) 学校名を解答用紙に記入してください。

中学校

高等学校

(2) 学年を選択してください。

1. 一年生 2. 二年生 3. 三年生

(3) あなたは自転車を利用しますか。

1. する
2. しない 【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】

(4) あなたは普段から自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。

1. 着用している 【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】
2. 通学時(部活時)のみ着用している
3. 着用していない

(5) ヘルメットを着用しない理由は何ですか。

1. ヘルメットを着用したいが、ヘルメットを持っていないから
【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】
2. ヘルメットを持っていないし、ヘルメットも着用したくないから
3. ヘルメットを持っているが、ヘルメットを着用したくないから

(6) ヘルメットを着用したくない理由は何ですか。

1. 友達も着用していないから 2. ヘルメットの購入価格が高いから
3. デザインがよくないから 4. ヘルメットの着用が面倒だから
5. 事故を起こさない自信があるから 6. その他

(※その他の理由を解答用紙に記入してください)

II. 問題

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×をつけてください。

1. 自転車は、歩行者の仲間ではなく車の仲間であるから、原則車道の左側または右側の端を通行しなければならない。
2. 自転車乗車中に後方を確認せずに車道から歩道、歩道から車道へと進路を変更することは大変危険な行為である。
3. 自転車で車道の左側に沿って通行中、前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので、横断歩道の直前で一時停止する必要はない。
4. 自転車は、路側帯(歩道のない道路に設けられた、車道に引かれた白線の内側：図-1)を通行するときは、左側右側どちらを通行してもよい。

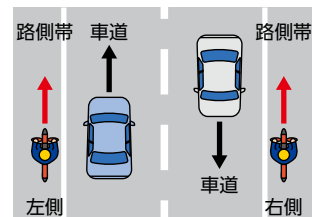


図-1

5. 自転車歩道通行可の標識(図-2)がある歩道を走行するときは、歩行者に気をつけながら、歩道内の左側を走行しなければならない。
6. 自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。
7. 自転車歩道通行可の標識(図-2)や標示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。
8. 自転車は、道路標識などにより、普通自転車専用通行帯(図-3)が設けられている道路では、その車両通行帯を走行しなければならない。
9. 信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、自動車に気をつけながら、図-4のように走行すればよい。
10. 止まれの標識(図-5)がある交差点は、明らかに周囲に歩行者や自転車・自動車がいない場合は、自転車は止まらずに徐行しながら進むことができる。
11. 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、画面を見るだけならゆっくり走行するので違反にはならない。
12. ヘッドホンなどを使用して、まわりの音や声が聞こえない状態で、自転車を運転してはならない。
13. 雨が降っているときに傘を差さずに運転すると、手が濡れてハンドル操作を誤り危険な状況となるので、傘差し運転をしてもよい。
14. 夜間に自転車を運転する場合、ライトを点灯しなければならないことになっているが、街灯などで明るい場所を走行する時は、ライトを点灯しなくてもよい。
15. 自転車に乗る前には、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検を行わなければならない。
16. 歩行者専用道路の標識(図-6)がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。
17. 金沢市において自転車を利用する場合は、事故が起こった場合に相手の損害を補償するための保険に入らなければならない。
18. 金沢市では中学生以下の子と70歳以上の高齢者が自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務となっている。
19. 通行の邪魔にならなければ、自転車を歩道にとめてもよい。
20. 自転車を運転していて歩行者にぶつかる事故を起こしたときは、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で対応することができれば、交通事故の状況等を警察へ通報しなくてもよい。



図-2



図-3

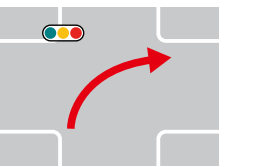


図-4



図-5



図-6

令和2年度 自転車ルール・マナーに関する検定 問題&解説

問	題	正解	解説
1	自転車は、歩行者の仲間ではなく車の仲間であるから、原則車道の左側または右側の端を通行しなければならない。	×	自転車は「軽車両」という車の仲間です。ですから、 <u>車道の左側の端に寄って通行しなければなりません。</u> (違反すると3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金) 車道の右側を走るとは逆走となり、危険です。車の運転手と同じように、交通ルール・マナーをしっかり守りましょう。
2	自転車乗車中に後方を確認せずに車道から歩道、歩道から車道へと進路を変更することは大変危険な行為である。	○	後方の安全確認をしないまま進路変更すると後ろから走ってくる自動車と衝突したり、歩道を走ってきた自転車と衝突する危険があります。また、急な進路変更は道路交通法で禁止されています。
3	自転車で車道の左側に沿って通行中、前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので、横断歩道の直前で一時停止する必要はない。	×	横断歩道は歩行者が最優先です。 横断しようとしている歩行者がいれば、必ず停止しなければなりません。
4	自転車は、路側帯（歩道のない道路に設けられた、車道に引かれた白線の内側）を通行するときは、左側右側どちらを通行してもよい。	×	自転車が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯に限られ、右側の路側帯を通行することは道路交通法で禁止されています。 (違反すると3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金)
5	自転車歩道通行可の標識がある歩道を走行するときは、歩行者に気をつけながら、歩道内の左側を走行しなければならない。	×	自転車歩道通行可の標識がある歩道は自転車も走行することができます。ただし、歩行者の邪魔にならないよう、歩道の中央から車道よりの部分を徐行して走らなければなりません。 ※徐行：ただちに停止できる速度で進行すること
6	自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。	×	歩道では、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止するか、自転車を降りて、押して歩かなければなりません。自転車のベルなどの警音器は、危険防止上やむを得ない場合を除き、標識によって指定された場所や区間以外では警音器を鳴らしてはいけません。
7	自転車歩道通行可の標識や標識がない歩道でも、普通自転車の運転手が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。	○	自転車歩道通行可の標識がない歩道でも、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、自転車で歩道を通行することができます。
8	自転車は、道路標識などにより、普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、その車両通行帯を走行しなければならない。	○	普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、その車両通行帯を走らなければなりません。金沢市では、 ◎東金沢駅から小坂町交差点 ◎三馬3丁目交差点から上松交差点 ◎久安2丁目交差点から久安3丁目交差点 に設置されています。
9	信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、自動車に気をつけながら、図のように走行すればよい。	×	信号のある交差点を自転車で右折する場合、図のように2段階右折をしなければなりません。 (違反すると2万円以下の罰金または料料) ①青信号で進む ②止まって向きを変える ③青信号で進む
10	止まれの標識がある交差点は、明らかに周囲に歩行者や自転車・自動車がいなければ、自転車は止まらずに徐行しながら進むことができる。	×	自転車は、この標識（一時停止を示す標識）のある交差点では、その交差点の直前（停止線が設けられている場合は、その直前）で一時停止し、安全確認をしてから進まなければなりません。 (違反すると3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金)

問	題	正解	解説
11	携帯電話・スマートフォン等を手で保持して通話することや、画面を注視しながらの運転は、運転に集中できないだけでなく、周囲の様子も目に入らないので禁止されています。(石川県の場合は、違反すると5万円以下の罰金)	×	携帯電話・スマートフォン等を手で保持して通話することや、画面を注視しながらの運転は、運転に集中できないだけでなく、周囲の様子も目に入らないので禁止されています。 (石川県の場合は、違反すると5万円以下の罰金)
12	ヘッドホンなどを使用して、まわりの音や声が聞こえない状態で、自転車を運転してはならない。	○	イヤホンやヘッドホンなどを使用して、安全な運転に必要な緊急時のサイレンや車の音、声等が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。イヤホンやヘッドホンを使用するのは危険なのでやめましょう。 (石川県の場合は、違反すると5万円以下の罰金)
13	雨が降っているときに傘を差さずに運転すると、手が濡れてハンドル操作を誤り危険な状況となるので、傘差し運転をしてもよい。	×	傘を差すと片手運転となり、ハンドルやブレーキ操作が確実にできない状態となるため、傘差し運転をしてはいけません。 (石川県の場合は、違反すると5万円以下の罰金)
14	夜間に自転車を運転する場合、ライトを点灯しなければならないことになっているが、街灯などで明るい場所を走行する時は、ライトを点灯しなくてもよい。	×	夜間とは、日没から日の出までのことをいい、夜間に自転車のライトをつけずに運転してはいけません。 ライトは自分が進む道を照らすと同時に、他の車や自転車、歩行者から発見してもらい、事故を防ぐ意味もあります。(違反すると5万円以下の罰金) 自分の身を守るために、明るい目立つ色の衣服や反射材も着用するようにしましょう。
15	自転に乗る前には、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検を行わなければならない。	○	ブレーキの故障やライトがつかないなど、整備不良による事故を防ぐためにも、自転に乗る前には日常点検をする必要があります。 ※ブレーキがきかない自転車や、夜に反射材などがついてない自転車に乗ることは禁止されています。 (違反すると5万円以下の罰金)
16	歩行者専用道路の標識(図-6)がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。	×	歩行者専用道路の標識がある道路は、歩行者だけの通行のための道路であり自転車は通行できません。
17	金沢市において自転車を利用する場合は、事故が起こった場合に相手の損害を補償するための保険に入らなければならない。	○	自転車による交通事故でも、自転車の運転手に多額の損害賠償責任が生じることがあります。金沢市では自転車安全利用促進条例で自転車損害賠償保険の加入を義務付けています。
18	金沢市では中学生以下の子どもと70歳以上の高齢者が自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務となっている。	○	自転車安全利用促進条例にて中学生以下の子どもと70歳以上の高齢者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車の死亡事故は頭部損傷が原因となることが多いです。自らの身を守るために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
19	通行の邪魔にならないように、自転車を歩道にとめてもよい。	×	自転車を道路や歩道にとめると、多くの人に迷惑を掛けるため、必ず駐輪場などにとめなければなりません。駐輪場では他に使う人のことも考えて、きちんと並べてとめましょう。
20	自転車を運転していて歩行者にぶつかる事故を起こしたときは、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で対応することができれば、交通事故の状況等を警察へ通報しなくてもよい。	×	交通事故があったときは、負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を実施した後、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等について報告する必要があります。